

## 税のプラムナード

### 災害にあった ときの税

今年は、雲仙で大きな噴火があり、民家などが大きな被害を受けました。

ご存知ですか、このような災害や盗難などで被害を受けた時は所得税の軽減措置が受けられます。

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、①雑損控除による方法②災害減免法による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得の全部または一部を軽減することができます。

問合せ  
税務課 ☎ 1213

# 正しい申告と

## 安全で便利で豊かな生活

### 還付申告は 2月16日以前でも受けつけます

確定申告をする義務のない人でも次のような場合は、申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ① マイホームをローン等で取得した場合
- ② 多額の医療費を支払った時
- ③ 災害や盗難にあった時
- ④ 年の途中で退職し、再就職していない場合

### 税務署が閉まってる いるときの文書提出は？

税務署の窓口受付時間が過ぎてしまった場合、もしその日が申告期限だったらどうしますか。

そんな時、「時間外文書収受箱」をご利用ください。

この「時間外文書収受箱」は、郵便ポストを小さくしたような銀色のもので税務署の玄関前にあります。でも、提出書類は余裕を持って作成するのが一番ですね。

### 青色申告をはじめの方へ

むずかしい手続はいりません。青色申告をしようとする年の3月15日までに「青色申

告承認申請書」を税務署に提出してください。

### 出張相談

2月17・27・28日（譲渡・所得税）  
3月5・10・11日（所得・消費税）  
場所 役場第1・2会議室  
時間 午前 9時30分～午後 4時

2月17日から3月16日まで



▼ 毎日の帳簿がもとになります



### 固定資産の課税台帳が 縦覧できます

平成4年度の固定資産税の課税基礎となる台帳の縦覧を行います。

#### 縦覧日時

3月2日～23日  
午前8時30分～午後5時  
（土曜日は午前8時30分～12時）